

令和元年(2019年) 6月26日

姫路市教育振興基本計画審議会 会長 様



第2期「姫路市教育振興基本計画」の策定について（諮問）

教育基本法第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を定めるに当たり、姫路市附属機関設置条例第2条の規定及び姫路市教育振興基本計画審議会規則に基づき、本市の教育振興に関する基本的な計画についての審議を求めます。

【諮問の趣旨】

本市においては、平成27年3月に「姫路市教育振興基本計画」を策定し、「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」を基本理念として、学校教育や社会教育に関する施策に取り組んできたところである。

現在、Society5.0と言われる超スマート社会の実現に向けて、人工知能(AI)、ビッグデータの活用など技術革新が急速に進んでいる。このような社会的な変化を前向きに受け止め、予測不可能な未来社会を自立的に生き、豊かな創造性を備え持続可能な社会の形成に参画するための資質・能力を、一層確実に育成することが求められている。

また、人生100年時代を迎えようとしている中、市民の生活の向上や地域社会の持続的発展のために、誰もが生涯にわたり、あらゆる機会に、あらゆる場所において必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動等に生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組を、より強固に進めることが重要である。

さらに、教育施策を推進するに当たっては、各種教育施策の効果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていくサイクルを確立することが不可欠であり、客観的な根拠を一層重視することが求められている。

そこで、社会の変化を見据えながら、知・徳・体にわたる「生きる力」を備えた人間の育成を目指した、現行計画を継承しつつ新たな要素を加味した計画を策定するに当たって、意見を求めるものである。